

くらしのフレッシュ便



広島県生活センター

相談ファイル

～高い解約料を請求されて～

＜相談内容＞

家に販売員がやってきて、家庭教師派遣を長時間勧められた。そのうち、「家庭教師サービスを受けるにはこの教材を使ってもらおう」と説明され、家庭教師派遣と中学3年間分の学習教材（100万円）を契約した。

しかし、購入した学習教材は指導時に使われず、「自分で勉強してくれ」と言われた。

勧誘の際の説明内容と違うため解約を申し出たら55万円の解約料を請求されたが、払わないといけないか。指導は数回受けたが、教材は全く使用していない。（40歳代 女性）



＜アドバイス＞

家庭教師派遣は、2ヶ月を超える契約で、契約金額が5万円を超える場合であれば中途解約が可能です。それまでに受けたサービス代金に加えて解約手数料がかかりますが、解約手数料の上限は法律で定められており、家庭教師派遣では5万円が上限ですので、それ以上は支払う必要はありません。

また、一緒に購入した学習教材などの関連商品も中途解約が可能です。

このケースのように、「指導に学習教材が付いているもの」、その他には「学習教材に指導が付いているもの」があります。

契約の際は、販売員の説明を鵜呑みにせず、説明内容が契約書に記載されているか、契約書に中途解約の条項があるかしっかり確認しましょう。

なかには、「指導付き」であるにもかかわらず、学習教材の契約書には指導「無し」と記載し中途解約を逃れようとするケースがあるので注意が必要です。

学習教材の購入については、使用するまでは子供に合うものかわからないため、一度に長期間にわたる多額の契約は避けるほうが無難です。

情報ファイル

～使ってみよう！来訪者カード～

訪問販売の業者などの急な訪問を受けたとき、相手がどこの誰かを「聞いたけど忘れてしまった」「早口で聞き取れなかった」ということはありませんか？

特に高齢者の訪問販売の被害では、どこの会社と何を契約したのかを覚えていなかったり、自分が契約したこと自体も分かっていないケースも少なくありません。

そこで、「この来訪者カードを玄関に置き、知らない人が来たらまず記入してもらおう」というのはいかがでしょうか？

記録を残すことを嫌う悪質業者へのガードになったり、周囲の人がカードを確認することでトラブルの早期発見につながるのと同時に、クーリング・オフなどをする際もカードの情報が役に立ちます。

悪質業者撃退の手段として、この来訪者カードを使ってみませんか？

来訪者カード

来訪日	平成 年 月 日 ()
会社名	
住所	
電話番号	
担当者名	
用件	
備考	

消費生活相談状況(9月) ※11月19日現在確定分

9月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、2,133件ありました。

情報料等を請求するハガキやメールなどが届いたという架空請求・不当請求の相談が、依然として多く寄せられています。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	1,012
2	融資サービス	180
3	教室・講座	51
4	工事サービス	45
5	役務その他	44

悪質商法110番

オレオレ詐欺、架空請求、その他悪質商法全般について、電話による相談を受け付ける「悪質商法110番」が実施されます。

悪質商法などのトラブルに巻き込まれてしまった、巻き込まれそうな場合は、ぜひこの機会に相談してみましょう。

日 時 : 平成16年12月5日(日) 10:00~16:00

電話番号 : 082-511-7196

主 催 : 広島司法書士会(広島市中区八丁堀3番8号)

～お知らせ～

消費者啓発講座

日 時	場 所	対 象	講 師
12月1日(水) 9:00~10:30	広島市 広島商工会議所	専門学校生	消費生活専門相談員 大石 眉美
12月1日(水) 10:00~11:00	広島市 広島商工会議所	専門学校生	消費生活専門相談員 佐々木 雪子
12月1日(水) 10:40~12:10	福山市 県民文化センター福山	専門学校生	元広島県立生活センター職員 立花 清治
12月10日(金) 13:30~15:00	廿日市市 串戸公民館	高齢者	消費生活アドバイザー 島田 ちづ子
12月13日(月) 13:00~14:00	府中町 ふれあい福祉センター	高齢者	消費生活アドバイザー 国政 義江

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階

消費啓発グループ TEL 082-513-2731